

香川県立保健医療大学運営会議規程

平成16年4月2日

(設置)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則第38条及び香川県立保健医療大学大学院学則第21条の規定に基づき、香川県立保健医療大学に設置する運営会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 図書館長
- (6) 学科長
- (7) 専攻長
- (8) 事務局長

(所掌事項)

第3条 会議は、円滑な大学運営に資することを目的とし、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 大学の中長期に渡る運営のあり方（数値目標を含む。）に関する事項
- (2) 教員組織の編成方針（採用方針を含む。）に関する事項
- (3) その他学長が必要と認める事項

(会議)

第4条 会議は、学長が招集し、その議長となる。

- 2 学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、あらかじめ学長の指名する者が議長の職務を代理する。
- 3 学長が必要と認めるときは、第2条に定める者以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、事務局において行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。